

平成23年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成23年2月14日から2月25日までの間に、全国7会場にて平成23年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

なお、一部説明会での回答と異なる部分がありますが、改めて当機構内で検討した結果を記載しておりますので、こちらの回答を確定版といたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

■ 制度的な見直し等

①労務費単価一覧表の見直し

問. 新しい労務費単価一覧表はいつから適用されるのですか？

回答：平成23年4月1日から適用となります。継続事業は労務費単価の見直しが必要となります。

②補助員費の上限単価の見直し

問. 補助員費の上限単価が見直されましたが、どの事業者が対象となりますか？

回答：大学等（大学、大学共同利用機関法人及び高等専門学校）以外の事業者が対象となります。

③月別項目別明細表—自社様式でも利用可能—

問. 自社様式を利用したい場合、どのような手続きをとればよいのですか。

回答：事前にプロジェクト担当部へ様式を添えて申し出てください。

■ その他の変更点

①実施計画書の研究体制表の変更点

問. 実施計画書の研究体制表の新様式はいつから適用されますか。

回答：NEDOのホームページに掲載しますので、ダウンロード可能となり次第ご利用下さい。なお、従前の様式で作成頂いても結構です。

問. 継続事業で実施計画書の内容を変更する場合、あわせて従前の研究体制表も変更する必要がありますか？

回答：新たな様式に変更する必要はありません。

②業務委託契約約款等の主な改正点

問. 改正される約款の適用はいつからですか。

回答：平成23年4月1日からの適用になります。ただし、バイ・ドール調査への回答の義務化については平成23年4月以降新たに契約したのから適用となります。

問. バイ・ドール調査への回答の義務はいつまで継続しますか？

回答：対象の知的財産権が消滅するまで続きます。